

本年4月より、社会福祉法人恵和の理事長に就任しました、濱走弘之です。

社会福祉法人を取り巻く環境は年々厳しい状況です。特に人材確保は、障害はもとより高齢現場、保育現場も同じように人材が集まらなくなっています。

障害福祉現場で夜勤を伴う事業所は特に人材確保が難しく、事業継続が危ぶまれる事業所も出てきています。

そのような中、恵和ではこの4月に13人の職員を迎えることができました。入社していただき感謝いたします。法人各事業所に配属予定です。

社会福祉事業に関する施策はめまぐるしく変化する中で、福祉サービス制度も大きく様変わりしています。平成15年に措置から契約に移行し、福祉サービスを利用するには契約が必要になってきました。平成18年には障害者自立支援法が施行され、入所施設は必要悪と言われ入所施設はいらないとまで言われ、そこで働く私たちは憤りを感じたものでした。

地域移行するにしても基本的には入所施設の機能が必要ということで、平成25年障害者総合支援法が施行され、私たち福祉サービス従事者も安堵した記憶があります。

障害者支援施設（入所施設）は、強度行動障害者や医療的なケアの必要な方、また触法障害者など地域移行が困難な人のための施設ということで、地域生活が可能障害者はグループホームを中心として地域移行するように推進しています。そのような中で、障害者支援施設（入所施設）は、利用者の重度高齢化に加え、強度行動者が利用される施設に変化しています。

そこで働く支援者には、自閉症や、行動障害者の支援への対応力が求められています。一朝一夕に支援技術は取得できませんので、内外の研修に参加し、必要な支援技術を習得してほしいものです。

共同生活援助では、20名規模で日中支援も可能な事業形態も出てきています。ホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していきたいと思えます。

横浜市も、障害福祉に関係する助成に対して、見直しを進めてきており、注視していかなければなりません。平成も終わり、新たな元号である「令和」も決定し、すべての人々が輝ける存在になってほしいと思えます。障害福祉の父と言われている糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」を今一度確認し、自分の支援を考えていただければと思っています。

社会福祉法人恵和は、障害者支援施設、日中生活介護事業所、共同生活援助（グループホーム）相談支援事業所、放課後デイサービスなど複合的に運営しており地域に大きく、根を張っている法人です、この関係を大切に事業を展開していきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

平成31年4月1日 社会福祉法人恵和 理事長 濱走弘之